

令和6年度 福祉サービス第三者評価 東京都受審費補助制度等一覧

\* 間接補助の補助金額は都一区市町村の額。  
区市町村→事業者の額は区市町村の定めによる。

分類	種別	補助事業名	補助金額*	補助形態	備考
高齢	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※	東京都特別養護老人ホーム経営支援事業	定額60万円	直接	※社会福祉法人(日本赤十字社を含む)が設置する定員30人以上の都内に所在する施設。(地方公共団体が国庫補助金若しくは国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備した施設を除く)
	軽費老人ホーム(A型・B型)※	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額60万円	直接	※社会福祉法人が設置する施設
	養護老人ホーム※				
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	地域福祉推進区市町村包括補助事業	区市町村の定めによる	間接	
	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・ケアハウス)				
	福祉用具貸与				
	居宅介護支援				
	通所介護(デイサービス)				
	地域密着型通所介護				
	認知症対応型通所介護				
	短期入所生活介護				
	介護老人保健施設				
	軽費老人ホーム(ケアハウス)				
都市型軽費老人ホーム					
小規模多機能型居宅介護					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
看護小規模多機能型居宅介護					
障害者	障害者支援施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額70万円	直接	※都のサービス推進費の対象となっている都型(旧知的障害者)通動寮に限る。
	宿泊型自立訓練※				
	生活介護※				
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)※	障害者日中活動系サービス推進事業	実費(60万円上限)	間接	※社会福祉法人、特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人及び宗教法人等が設置・運営するものに限る。障害者支援施設で日中活動系サービスを実施する場合及び重症心身障害者を主たる対象とする生活介護事業所を除く。
	就労移行支援※				
	就労継続支援A型・B型※				
	多機能型事業所※ (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型のうち複数を実施している事業所※)				
	短期入所(福祉型)※1	障害者施策推進区市町村包括補助事業(障害者(児)短期入所事業(都加算))	実費※2	間接	※1報酬体系上の福祉型。 ※2毎月の運営費補助に含まれる。
	共同生活援助(グループホーム)	障害者施策推進区市町村包括補助事業(障害者グループホーム支援事業)	実費※	間接	※毎月の基本額に受審費補助が含まれる。
	居宅介護	地域福祉推進区市町村包括補助事業	区市町村の定めによる	間接	※報酬体系上の医療型。 ※宿泊型自立訓練を単独事業として実施している事業所。
短期入所(医療型)※					
宿泊型自立訓練※					
障害児	障害児入所施設※	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額70万円	直接	※平成24年4月に知的障害児施設、第二種自閉症児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設から移行した施設若しくはそれと同等の基準を満たす施設に限る。
	放課後等デイサービス(都型放課後等デイサービス)※	都型放課後等デイサービス事業	実費(60万円上限)	直接	※都が承認した事業所に限る。
	児童発達支援センター※	障害者施策推進区市町村包括補助事業(児童発達支援センターサービス推進事業)	実費(70万円上限)	間接	※旧知的障害児通園施設、旧肢体不自由児通園施設、旧難聴幼児通園施設、社会福祉法人、日本赤十字社、特定非営利活動法人、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、学校法人及び宗教法人等が設置・運営するものに限る。

令和6年度 福祉サービス第三者評価 東京都受審費補助制度等一覧

\* 間接補助の補助金額は都一区市町村の額。  
区市町村→事業者の額は区市町村の定めによる。

分類	種別	補助事業名	補助金額*	補助形態	備考
	児童発達支援事業	地域福祉推進区市町村包括補助事業	区市町村の定めによる	間接	
	放課後等デイサービス (都型放課後等デイサービスを除く)				
	障害児多機能型施設 (児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのうち、複数のサービスを実施している事業所)				
子ども 家庭	母子生活支援施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額60万円 ※	直接	※措置費で算定される額を含む
	児童養護施設				
	自立援助ホーム				
	乳児院				
	認可保育所(社会福祉法人等※1)	東京都保育サービス推進事業	実費(60万円 又は45万円 上限)※2	直接	※1社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人、平成26年度時点で都のサービス推進費の対象となっている宗教法人及び個人に限る。 ※2公定価格の第三者評価受審加算(15万円)を受けている場合、評価機関に支払った額から15万円を差し引く。
	認可保育所(株式会社等※1)	保育サービス推進事業	実費(60万円 又は45万円 上限)※2	間接	※1東京都保育サービス推進事業の対象となっていない民設の事業所。 ※2公定価格の第三者評価受審加算(15万円)を受けている場合、評価機関に支払った額から15万円を差し引く。
	認定こども園	保育サービス推進事業	実費(60万円 又は45万円 上限)※	間接	※公定価格の第三者評価受審加算(15万円)を受けている場合、評価機関に支払った額から15万円を差し引く。
	認証保育所	保育力強化事業	実費(60万円 上限)※	間接	※評価機関に支払った額から認可化移行運営費支援事業の加算額を差し引いた額。
	認可外保育施設(ベビーホテル等)	子供家庭支援区市町村包括補助事業(認可外保育施設(ベビーホテル等)第三者評価受審費補助事業)	実費(60万円 上限)	間接	
	学童クラブ	東京都学童クラブ事業 (東京都学童クラブ第三者評価受審推進事業)	実費(60万円 上限)※	直接	※国の負担分(30万円までの1/3)を含む。国のガイドラインに基づく評価を行った場合は30万円上限。
			実費(60万円 上限)※	間接	※民設民営の施設 ※国の負担分(30万円までの1/3)を含む。国のガイドラインに基づく評価を行った場合は30万円上限。
保護 女性	救護施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額60万円	直接	
	更生施設				
	宿所提供施設				
	女性自立支援施設				

上記補助事業の対象外サービス(特別養護老人ホーム経営支援事業の対象外の特別養護老人ホームなど)や都の第三者評価の対象外サービス(地域密着型特別養護老人ホーム、小規模保育事業など)について、地域福祉推進区市町村包括補助事業の補助対象になる場合があります。詳細は区市町村に御確認ください。